

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和4年1月25日

会議の名称	庁議
開催日時	令和4年1月25日（火） 9時35分～10時10分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 教育長 柚木 博 総合行政部長 尾崎誠一 総務部長 川幡浩之 市民生活部長 村山 修 福祉部長 村上孝浩 子ども・健康部長 大熊克之 都市整備部長 中森福夫 市長公室長 松永 仁 上下水道部長 渋谷 聡 会計管理者 豊島俊二 議会事務局長 大河内充 教育政策部長 北村竜一 (計13人)
欠席者職氏名	副市長 櫻井正彦
説明員職氏名	【付議】 1 市長公室長 松永 仁 2～4 総合行政部長 尾崎誠一 5, 6 総務部長 川幡浩之 7～9 子ども・健康部長 大熊克之 10～12 都市整備部長 中森福夫 【報告】 1 総合行政部長 尾崎誠一 2 都市整備部長 中森福夫 3 上下水道部長 渋谷 聡

議 題	<p>【付議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国に対する要望について（市長公室） 2 志木市総合振興計画審議会条例等の一部を改正する条例について（総合行政部） 3 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について（総合行政部） 4 志木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（総合行政部） 5 志木市消防団条例の一部を改正する条例について（総務部） 6 志木市防災会議条例等の一部を改正する条例について（総務部） 7 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部） 8 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部） 9 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部） 10 志木市いろは親水公園整備・管理運営事業の変更について（都市整備部） 11 志木市道路線の認定について（都市整備部） 12 志木市景観計画改定（素案）に係る意見公募手続きの実施について（都市整備部） <p>【報告】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る開庁時間等について（総合行政部） 2 市道第2442号線の管理瑕疵による人身事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について（都市整備部） 3 令和3年度志木市水道事業会計補正予算（第1号）について（上下水道部）
-----	---

結 果	【付議】	【報告】
	1 了承	1 了解
	2 了承	2 了解
	3 了承	3 了解
	4 了承	
	5 了承	
	6 了承	
	7 了承	
	8 了承	
	9 了承	
	10 了承	
	11 了承	
	12 了承	
事務局職員職氏名	秘書政策課長 外立健一	
その他必要事項	特になし	
会議内容の記録（経過、結果等）		

開会

総合行政部長が開会を告げる。

【付議】

1 国に対する要望について（市長公室）

○概要説明：市長公室長

埼玉県市長会より、国に対する要望について提出依頼があったため、本市として提出する要望の決定に向け付議するものである。

- ・提出件数：1市1件
- ・提出期限：令和4年1月31日（月）

（埼玉県市長会から国への提出は、令和4年6月を予定）

○要望の説明

①新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の支給について

説明：福祉部長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、住居確保給付金を延長し給付するよりも、生活に困った方が安心して働ける場、公共事業等による仕事を創出することなどで働ける場所、機会を作り、その労働に対する報酬を支払う仕組づくりを要望する。

【提案理由（現状と課題等）】

令和3年12月14日現在、本市の令和3年度生活困窮者自立支援金申請件数は62件で、うち常用就職者3件、住居確保給付金申請者は45件で、うち常用就職者3件となっている。本市が把握している両制度が目指す就労による経済的自立につながっている人の割合は、いずれも5%前後であり、制度本来の目的と合致しているとは言い難い状況である。一方で、令和2年度住居確保給付金申請件数は90件で、うち常用就職者・就業回復者36件、となっており昨年度は40%が就労による自立となっていたが、令和3年度の状況と比較すると支給期間の延長が当該制度への依存につながり、かえって経済的自立を阻害している印象もある。

このため、こうした制度の期限を延長していくことよりも、生活に困った方々が安心して働ける場、公共事業等の創出による働く場の提供、介護・保育現場への処遇改善による就労の促進、各種資格取得への支援、働きにくさを抱えている人への伴走型就労支援の充実を行うことが、自らの就労による経済的な自立につながると考える。

②障害福祉サービスの「居住地特例の対象に介護保険施設等を追加する」こと
に対する遡及措置と国庫補助について

説明：福祉部長

「令和3年の地方からの提案等に対する対応方針」が令和3年12月に閣議決定され、障害者総合支援法を改正し、「居住地特例の対象に介護保険施設等を追加する」方針が決定されたが、法改正施行日前の障害者総合支援法に定めるサービス等を利用する介護保険施設等利用者についても、平成30年4月1日の介護保険適用除外施設における居住地特例の見直しに合わせ、平成30年4月1日まで遡ることとし、標記の居住地特例適用除外者の市負担金については、別に国庫補助とすることを要望する。

【提案理由（現状と課題等）】

令和2年度に、本市に建設された住宅型有料老人ホーム等では、実態として障害支援区分5から6の障がい者が利用者の過半数を占める状況にある。現時点では改正法の施行日が未定であるため、新たに同事業者が令和4年度中に1棟建設を予定している住宅型有料老人ホームについては、居住地特例の対象となる介護保険利用者を中心とするよう、協力依頼をしたところです。令和3年度の本市の居宅介護費を見ると、令和元年度との比較において、すでに約1億円の増となっており、そうした経緯を踏まえ、本市においても制度の改正について要望してきたところである。

平成30年4月の介護保険適用除外施設における居住地特例の見直しと同様の見直しは、障害福祉サービスにおいてはなされなかったことによって、介護保険利用者と障害福祉サービス利用者における制度上の不均衡は、今回の法改正により改善されるものと考えておりますが、平成30年4月以降これまでの間における、市の財政的負担の不公平さを鑑みると、遡及して改善されるべきと考えるところである。

財政的負担の視点としては、障害福祉サービスは介護保険の利用者と異なり、施設入居者の大多数が非課税者のため、自己負担は0円、公費負担10割という状況であるうえ、入所施設は重度者が集まりやすいところでもあり、その費用を施設を整備した自治体のみが負担することは、前述のとおり、自治体間の公平さを欠くものであり大きな課題であると捉えている。

③荒川第二・三調節池の整備促進について

説明：都市整備部長

荒川水系について、堤防越水による大規模な浸水被害を抑制するため、荒川第二・三調節池の整備促進と早期完成を図ること。

【提案理由（現状と課題等）】

近年、台風や集中豪雨による大洪水が全国各地で多発している中で、地域住民の生命、財産を保全し、安全で安心な生活環境を実現するためには、水害を未然に防止することこそが治水の要諦であると強く認識しているところである。

最近では、令和元年10月の台風第19号により、東日本を中心に想定を越える甚大な被害が発生しており、荒川においても大規模な浸水被害が生じた中で荒川本川の羽根倉橋橋梁部では、堤防の高さが足りない状況を解消する羽根倉橋橋梁部周辺対策事業により河川改修を実施していただいているところである。

しかしながら、今後記録的な豪雨により、堤防を越水し大規模な浸水被害が発生するのではないかと住民は、未だ不安に悩まされているところである。

現在、荒川調節池工事事務所では、荒川第二・三調節池整備事業を進めていただいているが、堤防越水による大規模な浸水被害の抑制と地域住民の生命、財産を保全し、安全で安心な生活環境の実現のため、整備促進が図られるよう要望する。

○要望事項の決定

③についてはすでに要望している事項であり、事業が進められているところである。全市的に判断し、今回は、本市にとって影響が大きい②障害福祉サービスの「居住地特例の対象に介護保険施設等を追加する」ことに対する遡及措置と国庫補助についてを提出することとする。

○質疑応答等

特になし

2 志木市総合振興計画審議会条例等の一部を改正する条例について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

去る1月12日開催の庁議において、令和4年4月1日施行の組織機構の再編成が決定されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この案を令和4年志木市議会3月定例会に提出するものである。

【内容】

(1) 改正条例

- ①志木市総合振興計画審議会条例
- ②志木市同和対策審議会設置条例
- ③志木市情報公開・個人情報保護審査会条例
- ④志木市情報公開・個人情報保護審議会条例
- ⑤志木市行政不服審査会条例
- ⑥志木市いじめ問題再調査委員会条例

(2) 施行日

令和4年4月1日

- 質疑応答等
特になし

3 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について（総合行政部）

- 概要説明：総合行政部長

埼玉縣市町村総合事務組合を組織する団体のうち、「埼玉県都市競艇組合」が「埼玉県都市ボートレース企業団」に名称変更することより、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、この案を令和4年志木市議会3月定例会に提出するものである。

【内容】

(1) 「埼玉県都市競艇組合」を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改める。

(2) 施行日

令和4年4月1日

- 質疑応答等
特になし

4 志木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（総合行政部）

- 概要説明：総合行政部長

人事院の報告等を踏まえ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等をしたいので、この案を令和4年志木市議会3月定例会に提出するものである。

【内容】

(1) 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件うち、「任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である」の要件を廃止する。

(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を義務づける。

① 妊娠、出産等を申し出た職員に対する制度その他の個別の周知、意向確認など

② 勤務環境の整備（相談体制整備等）

(3) 施行日

令和4年4月1日

○質疑応答等

特になし

5 志木市消防団条例の一部を改正する条例について（総務部）

○概要説明：総務部長

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、報酬見直し等をしたいため、この案を令和4年志木市議会3月定例会に提出するものである。

【内容】

(1) 消防団員の出場に対して、現在、支給している費用弁償を見直し、新たに出勤報酬として支給を行う。

(2) 出勤報酬の金額は、消防庁の示している標準額を基準とし、以下のとおりとする。

水火災 2,900円→8,000円

警戒 2,900円→3,500円

訓練 1,800円→3,500円

整備 1,300円→3,500円

(3) 施行日

令和4年4月1日

○質疑応答等

特になし

6 志木市防災会議条例等の一部を改正する条例について（総務部）

○概要説明：総務部長

朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部の名称変更等に伴い、規定の整備をしたいので、この案を令和4年志木市議会3月定例会に提出するものであ

る。

【内容】

(1) 改正内容

「朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部の消防長」を「埼玉県南西部消防局の消防局長」に改める。

(2) 該当条例

- ①志木市防災会議条例
- ②志木市交通安全対策会議条例
- ③志木市新型インフルエンザ等対策本部条例

(3) 施行日

令和4年4月1日

○質疑応答等

特になし

7 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を令和4年志木市議会3月定例会に提出するものである。

【内容】

(1) 事業者による書面等の作成・保存に係る電磁的記録による対応

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の事業者が書面により記録の整備や保存を行うこととされているものについて、電磁的記録（デジタル方式での記録）による対応も行うことができるものとする。

(2) 事業者から保護者への電磁的方法による情報提供と同意の取得

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の事業者と保護者との間の手続きに関する事で、当該事業者が書面により行い、又は保護者の同意を取得することとされているものについて、保護者の承諾を得た上で、電磁的方法（デジタル方式）により行うことができるものとする。

(3) その他国に準じた所要の改正

(4) 施行日

公布の日

8 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を令和4年志木市議会3月定例会に提出するものである。

【内容】

(1) 事業者による書面等の作成、保存に係る電磁的記録による対応

家庭保育事業者等が書面により記録の整備や保存を行うことと規定されているもの又は想定されているものについて、電磁的記録（デジタル方式での記録）による対応も行うことができるものとする。

(2) その他国に準じた所要の改正

(3) 施行日

公布の日

○質疑応答等

特になし

9 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

国民健康保険法施行令の改正を踏まえ、未就学児に係る均等割の額の見直し等をしたいので、この案を令和4年志木市議会3月定例会に提出するものである。

【内容】

(1) 未就学児に対する均等割額の軽減（5割軽減）：条例第22条第2項を新設

【軽減額（軽減後税額）：年額】

○基礎課税分	改正前		改正後
7割軽減対象者	12,950円（5,550円）	→	15,725円（2,775円）
5割軽減対象者	9,250円（9,250円）	→	13,875円（4,625円）
2割軽減対象者	3,700円（14,800円）	→	11,100円（7,400円）
軽減非該当者	0円（18,500円）	→	9,250円（9,250円）
○後期高齢者支援金等課税分	改正前		改正後
7割軽減対象者	6,300円（2,700円）	→	7,650円（1,350円）

5割軽減対象者	4,500円(4,500円)	→	6,750円(2,250円)
2割軽減対象者	1,800円(7,200円)	→	5,400円(3,600円)
軽減非該当者	0円(9,000円)	→	4,500円(4,500円)

(2) その他の改正：第3条、4条、5条、6条、22条第1項第1号～3号、
附則第2項、3項、4項、6項～13項

法改正に伴う規定の整備

(3) 施行日

公布の日他（一部令和4年4月1日）

○質疑応答等

特になし

10 志木市いろは親水公園整備・管理運営事業の変更について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

志木市いろは親水公園整備・管理運営事業を変更したいので、この案を令和4年志木市議会3月定例会に提出するものである。

【内容】

(1) 事業名 志木市いろは親水公園整備・管理運営事業

(2) 実施場所 志木市いろは親水公園の指定場所

(3) 事業期間 令和3年8月2日から令和23年8月31日まで

(4) 変更整備内容

①旧村山快哉堂改修（建具、電源）

②中州・既存テラス改修（舗装、階段）

③中州・擁壁の形状変更

④植栽変更

⑤上下水・雨水排水施設変更

⑥左岸・公園管理棟土壌改良

(4) 変更後の負担金 金347,590,000円

(5) 今回変更による増額 金32,990,000円

(6) 事業の実施主体

東京都港区元赤坂1丁目5番8号

SHIKISAI パートナーズ

代表構成団体

かたばみ興業株式会社

代表取締役 高野 博信

○質疑応答等

特になし

11 志木市道路線の認定について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

開発行為に基づく道路の帰属に伴い、市道路線を認定したいので、この案を令和4年志木市議会3月定例会に提出するものである。

【内容】

(1) 路線名

2 4 4 7

(2) 起点

中宗岡二丁目 1013 番 6 地先

(3) 終点

中宗岡二丁目 1013 番 12 地先

○質疑応答等

特になし

12 志木市景観計画改定（素案）に係る意見公募手続きの実施について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

景観に対する社会情勢の変化や新たな行政ニーズ等に対応していくため、「志木市景観計画」の改定を行う。その改定に際し、市民参加の機会を確保するため、志木市意見公募手続き条例に基づき、一定期間意見公募を実施するものである。

【内容】

(1) 改定の内容

- ・景観形成重点地区（3つのエリア）の指定
- ・届出対象・規模の見直し
- ・事前協議（景観アドバイザー制度）の導入
- ・屋外広告物の誘導方針の設定
- ・色彩基準の見直し
- ・既往計画との連携

(2) 募集期間

令和4年2月10日(木)から令和4年3月11日(金)まで

(3) 閲覧場所

建築開発課、柳瀬川駅前出張所・志木市役所出張所(仮設)、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、市ホームページ

○質疑応答等

特になし

【報告】

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る開庁時間等について(総合行政部)

○概要説明：総合行政部長

金曜日の開庁時間(午後5時15分まで)、及び土曜日の志木市役所出張所(仮設)を閉所としていることについて、この対応を令和4年3月31日(木)まで実施しているところであるが、新年度においても新庁舎に移転するまでの間、延長する。

○質疑応答等

特になし

2 市道第2442号線の管理瑕疵による人身事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について(都市整備部)

○概要説明：都市整備部長

市道第2442号線の管理瑕疵による人身事故に係る損害賠償請求事件に伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

○質疑応答等

特になし

3 令和3年度志木市水道事業会計補正予算(第1号)について(上下水道部)

○概要説明：上下水道部長

令和3年度・4年度の継続事業、浄水場機械設備更新事業について、契約額の確定に伴い、総額及び年割額を改めるものである。

【内容】

令和4年度の年割額を323,950千円減額する。

・補正前（令和3年度当初予算）

年割額（令和3年度） 403,000千円

年割額（令和4年度） 831,750千円

総額 1,234,750千円

・補正後

年割額（令和3年度） 403,000千円

年割額（令和4年度） 507,800千円

総額 910,800千円

○質疑応答等

特になし

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。